

令和5年度 前橋市産業施策

産業サポートガイド

※本ガイドの内容は、令和5年度前橋市当初予算成立を前提としております。

事業者・起業家・勤労者の方へ



産業サポートガイド

各サポートメニューの詳しい内容については、各窓口へお問い合わせください。

1 補助制度を活用する

問 産業政策課 産業政策・経済対策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

共通事項

- ・原則として事前申請が必要です。交付決定前の発注や支払いは認められません。
- ・制度ごとに、申請できる事業者の規模・業種・業歴の制限があります。
- ・申請前に必ず補助金交付要項を確認してください。市のホームページで公開しています。

1 生産性向上設備導入補助金※¹ **事前申請** **大企業可**

設備の自動化等生産性向上に直接的に寄与する設備の導入、更新費用（10万円以上の事業）の一部を補助します。

- ◇補助率：1/5（個人事業主・法人で小規模企業者は1/3）以内
- ◇補助上限額：個人事業主50万円、法人（小規模企業者100万円、その他150万円※²）
- ◇受付期間※³：（第1期）令和5年6月19日～30日
（第2期）令和5年10月2日～13日
- ◇中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の税制特例対象設備等は対象外
- ◇「2 DX推進補助金」及び「3 デジタル導入補助金」の併用申請はできません。

2 DX推進補助金※¹ **事前申請** **大企業可**

業務の効率化や運営事業の課題解決を目的としたソフトウェアの導入、開発等によりDX推進に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助率：1/3（個人事業主・法人で小規模企業者は1/2）以内
- ◇補助上限：150万円※²
- ◇受付期間※³：令和5年4月24日～5月12日
- ◇「1 生産性向上設備導入補助金」及び「3 デジタル導入補助金」との併用申請はできません。

3 デジタル導入補助金 **事前申請** **スタートアップ可**

電子商取引やデジタル技術の導入への取組を目的とした設備（パソコン、タブレット、プリンター、レジ）の導入に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助率：1/2以内
- ◇補助上限：5万円
- ◇受付期間※³：令和5年7月3日～14日
- ◇「1 生産性向上設備導入補助金」及び「2 DX推進補助金」の併用申請はできません。

4 人財スキルアップ補助金※¹

中小企業が行う従業員の人材育成に要する費用※⁴の一部を補助します。

- ◇対象経費：講習会等受講料、資格試験受験料（合格したものに限る）
社内研修費用（社外講師謝礼及び会場使用料）
- ◇補助率：1/2（小規模企業者は2/3）以内
- ◇補助上限額：7万円（DX人材育成が事業継続力強化計画策定済の場合は12万円）
- ◇受付期間：令和6年1月4日～31日

記号の意味

事前申請

事前申請が必要

大企業可

大企業でも利用可能な制度

スタートアップ可

開業後1年未満でも利用可能な制度

対象拡充

医療、福祉、教育などの業種や、社福法人、医療法人、NPO法人など通常補助の対象外となっている事業者にも対象拡充している制度

※¹ 市内で1年以上継続して操業を行っている事業者が対象です。

※² 事業所税納付事業者については、納付額と50万円を比較して少ない金額を補助上限額に加算できます。加算後の上限額は補助対象経費の1/2です。

※³ 各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合は、公開抽選により交付決定者を選定します。

※⁴ 従業員の個人負担分、交通費や食費・宿泊費実費相当分等については対象外です。

5 経営計画実行補助金※⁵ **事前申請** **スタートアップ可**

売上向上・販路開拓を目指した経営の見直しを前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会がサポート。その経営計画実行費用の一部を市が補助します。

- ◇補助条件：3年間、4半期に1度程度の定期的なフォローアップを受けること。※⁶
- ◇対象経費：広報費（HP作成、見本市出展費等）、賃料、委託外注費、設備備品費
- ◇補助率：2/3以内
- ◇補助上限額：20万円
- ◇受付期間：（第1期）令和5年5月1日～31日
（第2期）令和5年9月1日～29日※⁷
- ◇受付場所：前橋商工会議所（前橋市日吉町一丁目8-1）（電話）027-234-5115
前橋東部商工会（前橋市鼻毛石町1426-1）（電話）027-283-2422
富士見商工会（前橋市富士見町小暮104-1）（電話）027-288-2593
- ◇各支援機関の会員事業者以外の方も申請できます。電話でお問い合わせください。

※⁵ 創業1年未満のスタートアップ事業者は申請時に特定創業支援等事業（創業支援塾や創業センターにおける継続的経営指導など）を受けたことの証明書が必要となります。

※⁶ 事業終了後3年間の報告義務があります。

※⁷ 「令和4年度コロナ対応経営計画実行補助金」採択者は第2期のみ申請可能です。

6 前橋市ぐんま技術革新チャレンジ補助金 **事前申請** **スタートアップ可**

中小企業が新製品・新技術を開発する事業経費の一部を県と共同で補助します。

- ◇対象経費：原材料、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費、大学や公設試験研究機関への研究委託契約 等
- ◇補助率：1/2（小規模企業者は4/5）以内
- ◇補助上限額：80万円
- ◇受付期間：令和5年4月3日～5月12日

7 新製品・新技術開発費補助金 **事前申請** **スタートアップ可** **大企業可** **対象拡充**

【 製品・技術開発枠 】

新製品・新技術・新設備にかかる試作開発経費の一部を補助します。

- ◇対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、検査費用、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約
- ◇補助率：2/3以内
- ◇補助上限額：50万円
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

【 新商品・特産品チャレンジ枠 】

地域資源を活用した新たな商品開発にかかる経費の一部を補助します。地域資源とは本市の農産物、歴史資源、文化、スポーツ等を指します。

- ◇対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、検査費用、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約
- ◇補助率：1/2以内
- ◇補助上限額：50万円
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

8 事業拡張サポート補助金 **事前申請** **大企業可**

工業団地の既存事業所敷地内に工場や物流施設等を増設又は建て替える場合に、補助を行います。事前の手続きが必要となります。詳しくは、産業政策課企業立地推進室（027-898-6984）へお問い合わせください。

◇補助要件 ※8

既存事業所の土地区分	工業専用地域		左記を除く旧前橋工業団地造成組合又は県企業局造成の工業団地等	
対象施設	製造事業所	物流事業所	製造事業所	物流事業所
既存事業所の建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上
増設・建替えに必要な建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上

※8 市内で3年以上継続して事業を行っている事業者に限ります。

◇補助内容

- 施設設置補助金：増設等に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を3年間補助
- 事業促進補助金：増設等に係る事業所税資産割の2分の1相当額を3年間補助
- 雇用促進補助金：増設等に伴い前橋市民を新規に常時雇用し、事業開始後1年後に新規雇用者1人につき10万円を1回交付（上限200万円）

9 雇用拡大オフィス開設費補助金 **事前申請** **大企業可**

市民の雇用を拡大するため、新たに市内にオフィスを開設もしくは市内の支社に本社機能を移転する市外国内事業者※9（個人事業主を除く）に対して、設置費用の一部を補助します。詳しくは、産業政策課雇用促進係（027-898-6985）へお問い合わせください（計画の段階でご相談ください）。

◇主な補助要件※10

市民を1人以上雇用し、令和6年2月29日までに事業が完了すること。

◇補助内容

- 対象経費：賃料、セキュリティ工事費、通信環境整備費等
- 補助率：1/2以内
- 補助上限額：100万円
- 加算補助：市民を2人以上雇用した場合は、2人目以降市民1人の雇用に対し、10万円を追加補助する（加算上限100万円）

※9 申請時に法人設立の日から3年以上経過し、本市において3年以上継続して事業を維持、運営されることが見込まれる事業者に限ります。

※10 交付にあたっては、本社所在地の市区町村税の滞納がないなど、詳細な補助要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

10 雇用拡大サテライトオフィス開設費補助金 **事前申請** **大企業可**

市民の雇用を拡大するため、新たに市内にテレワーク用サテライトオフィスを開設する市外国内事業者※9（個人事業主を除く）に対して、設置費用の一部を補助します。詳しくは、産業政策課雇用促進係（027-898-6985）にお問い合わせください（計画の段階でご相談ください）。

◇補助内容※10

- 対象経費：賃料
- 補助率：中小企業2/3以内、大企業1/2以内
- 補助上限額：20万円

11 買い物利便性向上支援事業補助金 **事前申請**

市街化区域外のエリアにおいて、地域の生活を継続的に支えている事業者^{※11}を対象に、店舗の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。詳しくは、にぎわい商業課商業振興係（027-210-2188）へお問い合わせください。

◇対象者：市街化区域外のエリアにおいて1年以上営業を行っている店舗^{※11}で改修工事や備品購入^{※12}を実施する人

◇対象経費：対象店舗の営業に係る以下の経費

①改修工事費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）

②備品購入費^{※13}（耐用年数1年以上で取得価格1品が10万円以上）
ただし、パソコン・プリンター・タブレット端末等（以下「パソコン等」）については、10万円以下のものであっても対象とします。

◇補助率：1/2以内（小規模事業者は2/3以内）

※パソコン等の購入は、いずれの事業者も1/2以内

◇補助上限額：一般型 10万円

※パソコン等購入の場合は上限5万円

承継型 50万円^{※14}

※市街化調整区域、大胡・宮城・粕川・富士見地区が対象エリアとなります（右図の網掛け部分）。

【対象区域図】



12 エアコン・LED省エネ特例補助金^{※1} **事前申請** **対象拡充**

既存の事業用エアコン・LED（屋内に限る）の更新費用の一部を補助します。本補助制度は省エネルギーの取り組みを促進するため、特別に対象業種を拡充しています。

◇補助率：1/3以内

◇補助上限額：50万円

◇受付期間：第1期 令和5年6月1日～15日

第2期 令和5年10月16日～30日

13 事業者用ゼロカーボン推進補助事業

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市内事業者の脱炭素化の取組を促進するため、対象設備の導入に要する経費を補助します。詳しくは、環境政策課 GX戦略係（027-898-6292）へお問い合わせください。

◇対象：市内に住所を置く個人事業主又は本社、支店等を市内に置く法人^{※1}

◇受付期間：令和5年5月8日～令和6年2月29日

◇補助対象設備及び補助金額：下表のとおり

対象設備	補助金額
太陽光発電設備（自家消費型）	2万円／kW（上限20万円）
定置用蓄電池設備 ^{※15} ①夜間営業等なし ②夜間営業等あり	① 1万円／kWh（上限10万円） ② 2万円／kWh（上限20万円）
外部給電機能付電動車 ^{※15}	5万円／台
V2H（電気自動車充給電設備） ^{※15※16}	5万円

※11 標準産業分類表のうち大分類で、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む店舗が対象です。

※12 工事等の発注は市内業者に限ります。ただし、市内業者で施工できない工事等のやむを得ない場合は除きます。

※13 対象店舗で使用する事業用の備品に限ります。

※14 前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会の指導を受け、事業承継に向けた計画を策定した事業者が対象です。令和5年度中に事業承継が完了する場合は、上限50万円となります。令和7年までに承継する場合には、3か年にわたり補助を受けることができます（3か年で総額50万円）。詳しくは、お問い合わせください。

※15 原則として再生可能エネルギーからの充電に限ります。

※16 外部給電機能付電動車と同時申請又はV2Hが利用可能な車両を有している場合に限ります。

2 業務改善・情報発信をする



産業政策課 産業政策・経済対策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

1 御用聞き型業務改善サポート事業

さまざまな企業経営課題の解決に向け、前橋市・前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会・前橋工科大学が共同で支援します。コーディネータによる支援を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

◇対象者：市内事業者

◇支援期間：通年随時

◇費用負担：なし

◇支援内容

1. 改善活動

- | | |
|---------|--|
| ①生産性向上 | 工程レイアウト（動線短縮）、標準化、見える化
生産効率（物の滞留防止、物の円滑な流れ）ムダ取り、在庫低減 |
| ②5S活動 | 習慣化・定着化 |
| ③品質改善 | 不良率低減
問題解決の考え方と具体的な進め方（QCストーリー）
なぜなぜ分析、QC7つ道具、新QC7つ道具
ヒューマンエラー（ポカヨケ・うっかりミスの防止）
食品の安全（HACCPの基本） |
| ④安全管理 | リスクアセスメント、危険予知・予防安全 |
| ⑤改善活動 | グループ活動、QCサークル支援・指導 |
| ⑥法令 | PL法（製造物責任法、ものづくりにおける責任） |
| ⑦品質システム | システム構築、ISO9001認証支援 |

2. 御用聞き

マッチング、補助金活用支援、商品開発支援、各種相談・情報提供

2 経営セミナー・講演会

経営者、監督者、従業員等を対象にした各種セミナー・講演会を開催します。

3 広報・PR支援事業 ―プレスリリース・情報発信―

「広報・PR」とは、直接購買につなげる「広告」と違い、自社の活動や信条を知らせることで、自社のファンになってもらうための活動です。

【 地元メディアへのプレスリリース 】

プレスリリースは、広報を行う際の1つの手段で、自社で作成した書面等を記者に配付する方法です。前橋市政記者クラブを通じて、地元新聞社、テレビ局、ラジオ局へ情報発信してみませんか。

◇対象者：市内事業者

◇申込方法：随時。電話でお問い合わせください

【 市公式インスタグラムへの掲載 】

イケてる企業の面々を紹介する「前橋イケメンインスタ」※17で、働く方々の姿を発信しています。SNSを通して職場の雰囲気伝え、働く姿に「いいね！」をもらうことで従業員の満足度アップにもつながります。

◇対象者：市内事業者

◇申込方法：随時。メール（kougyou@city.maebashi.gunma.jp）でお問い合わせください

※17 前橋イケメン
インスタQRコード



3 本市に立地する

問 産業政策課 企業立地推進室 (027-898-6984)
前橋市役所本庁舎6階

1 企業立地優遇制度※18 事前申請 大企業可

- ◇対象施設：工場、物流施設、研究施設、データセンター、事務所（従業員30人以上）
- ◇立地要件及び助成メニュー

助成メニュー		①	②	③	④	⑤
立地要件		施設設置	事業促進	雇用促進	用地取得	発掘調査
A	本市産業用分譲地、企業局産業用分譲地への立地	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
B	本市産業用地、企業局産業用地への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—
C	工業団地等※19への立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
D	工業団地等※19内への居抜き立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
E	工業団地等※19への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—

【その他要件】全区分：土地面積2,000㎡超及び対象施設を設置、C・E：対象施設の延べ床面積1,000㎡超、C～E：投下固定資産1億円超

◇助成金内容（上表の①～⑤に対応）

助成金の名称	優遇措置の内容	限度額	期間・回数
①施設設置	固定資産税・都市計画税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年か3年
②事業促進	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年か3年
③雇用促進	前橋市民新規常用雇用者及び転勤に伴い前橋市民となった者1人につき20万円を助成(事業開始から1年後)	500万円	1回
④用地取得	土地取得代金の10%相当額を助成	1億円	1回
⑤埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査費用の50%相当額を助成	1,000万円	1回

2 緑地面積率等の緩和

工場立地法により定められている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積要件について、前橋市工場立地法地域準則条例により、下表のとおり緩和しています。

区 域	緑地面積率	緑地面積を含む環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以下
準工業地域・多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以下
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	50%以下
【参考】国の基準（法準則）	20%以上	25%以上	25%以下

※18 優遇制度を受けるには優遇措置の指定申請が事前に必要です。企業立地推進室へお問い合わせください。

※19 旧前橋工業団地造成組合造成地（工業団地・前橋都市計画富田地区地区計画の区域F地区）、企業局造成地（工業団地・産業団地）、工業専用地域、工業地域、前橋都市計画亀里地区地区計画の区域の一部。

4 創業・起業する

問 産業政策課 産業政策・経済対策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

1 創業支援塾※20

新しい事業、新分野への進出に対するチャレンジする起業家を育てるセミナー「創業支援塾」を開催し、地域産業の活力となる起業家の育成を図ります。

- ◇対象者：新たに市内で事業を検討している人か、開業後5年未満の人
- ◇内容：創業準備や資金運用、経営ノウハウを学ぶ複数回の連続講座を行います。

2 短期集中型創業支援プログラム

まえばし創業支援ネットワーク※21をはじめとする複数の専門家が一緒になって取り組み、創業の実現させるための短期集中型のコンサルティングを実施します。

- ◇対象者：過去に本市の創業支援事業のいずれかを受けた人で、創業3年未満の人
- ◇内容：2カ月間に最大4回分のコンサルティングが受けられる制度。相談先の選択はコーディネーター役と相談の上、決定します。
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

3 創業サポート総合制度 **事前申請** **スタートアップ可**

前橋市内で新規に独立開業しようとする人※22を対象に、中小企業診断士による経営サポートのほか、制度融資に係る利子及び保証料の一部の補助を行う制度です。起業家独立開業支援資金（17㉟）等の融資の申し込み時に併せてご相談ください。

- ◇内容：①中小企業診断士による3年間にわたる最大8回の無料コンサルティング
②起業家独立開業支援資金の支払利子3年分を補助
③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助
- ◇条件：起業家独立開業支援資金（17㉟）、群馬県又は日本政策金融公庫の創業関連融資のいずれかを利用すること（上記②③は起業家独立開業支援資金のみ対象）。
また、中小企業診断士の診断を受け、制度対象である承認を得ること。
- ◇受付期間：随時（予算上限額到達まで）

4 スタートアップオフィス支援補助金※23 **スタートアップ可**

市内で事業所を構えて起業しようとする、あるいは起業して間もない起業家を対象として、事業所にかかる令和5年度中の賃借料の一部を補助します。

- ◇対象経費：新規開業等に伴う事業所・店舗等の月額賃借料（令和5年度中）
- ◇補助率：1/3以内
- ◇補助上限額：月額3万円（最大12カ月）
- ◇受付期間：令和5年9月1日～29日

5 前橋市創業センター

「起業」に関する支援拠点で、低価格で利用することができるオフィスや、物販等でお試し起業ができるチャレンジショップ、各種工作機器を使用して自分のアイデアを試作することができるものづくりラボを備えています。また、当センターでは、事業が成功するように各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ各種セミナーや交流会、相談会を定期的に開催しています。

- ◇主な支援内容：各種施設利用（インキュベーションオフィス・会議室等）
創業相談・経営指導※24（申し込み無料・要予約）
創業や経営に役立つ各種セミナー（参加費用1回500円）
- ◇お問い合わせ先：創業センター（前橋市千代田町2-7-10） 027-289-9666

※20 全受講時間の8割以上出席すると、法人設立する際の登録免許税の一部減免が受けられたり、下記スタートアップオフィス支援補助金の申請に必要な要件の一つ満たすなどの特典があります。

※21 所属団体

- ①日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業
- ②前橋商工会議所
- ③前橋東部商工会
- ④富士見商工会
- ⑤関東信越税理士会前橋支部
- ⑥群馬県行政書士会
- ⑦群馬県社会保険労務士会前橋支部
- ⑧群馬県中小企業診断士協会
- ⑨前橋起業支援センター
- ⑩市民活動支援センター
- ⑪群馬県信用保証協会
- ⑫前橋市

※22 事業開始後3年未満の方等を含みます。

※23 本補助金の申請を行うためには、特定創業支援等事業（創業支援塾や前橋市創業センターにおける継続的な経営指導など）を受けたことの証明書が必要になります。

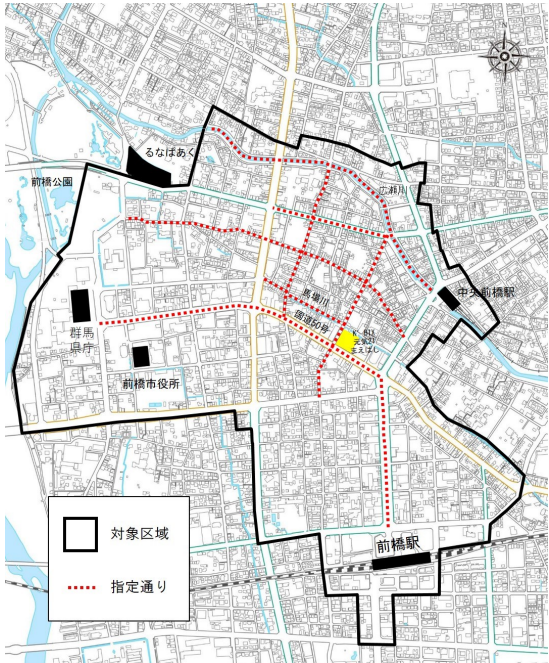
※24 1カ月以上に渡って4回以上指導を受けると、法人設立する際の登録免許税の一部減免が受けられたり、スタートアップオフィス支援補助金の申請に必要な要件の一つ満たすなどの特典があります。

5 まちなかで創業・事業を行う

問 にぎわい商業課 商業振興係（027-210-2188）
前橋プラザ元気21 1階

【制度共通】補助金申請の際の注意点(6 まちなかの遊休不動産を活用するも同じ)

- 申請を検討している人は、にぎわい商業課まで事前にご相談ください。
- 令和5年4月1日から令和6年2月29日まで事業着手前に申請した上で、令和6年3月31日までに事業が完了し、支払いも完了となるものが対象です。ただし、年度途中で予算額の上限に達した場合は申請受付を終了します。
- 風営法関連業種は対象外です。その他対象外業種は、補助金要項をご確認ください。
- 工事等の発注は市内業者に限ります。ただし、市内業者で施工できない工事等やむを得ない場合は除きます。
- 住宅等へ転用する際は、まちなか開発サポートガイドの「1.まちなか不動産の活用をお考えの方へ」を参照してください。
- 「対象区域」※25及び「指定通り」は下図のとおり



※25 境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めません。

1 まちなか既存店支援補助金 事前申請

まちなかで店舗やオフィスを営業している事業者で事業継続や事業承継を行う人を対象に、店舗等の改修工事費や備品購入費の一部を補助します。※26

- ◇対象者：①対象区域内（上図参照）で、1年以上店舗等を営業している事業者
②対象区域内（上図参照）で、同一代表で5年以上店舗等を営業している事業者で本事業に伴い代表変更※27を行う人
- ◇対象経費：対象店舗等で実施、使用する以下の経費
 - ①改修工事費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）
 - ②備品購入費（耐用年数1年以上で取得価格1品が10万円以上）※28
- ◇補助率：1/2以内
- ◇補助上限額：右表のとおり

区分	補助上限額	
	指定通り 1 階	左記以外
事業継続	40万円	30万円
事業承継	100万円	

◇条件：申請には、前橋商工会議所が作成する事業支援計画書の添付が必要です。

※26 令和4年度に交付を受けた事業者は、対象外です。ただし、事業承継を行う事業者は対象とします。

※27 交付申請時に、事業承継計画の策定が必要です。また実績報告時に事業承継の確認書類の提出が必要です。また、著しい業種変更を伴う場合は事業承継として認めない場合があります。

※28 対象店舗等で使用する事業用の備品に限ります。

2 まちなか開業支援補助金 **事前申請** **スタートアップ可**

まちなかで新たに店舗やオフィスを開業※29する事業者を対象に、店舗等の改修工事費や備品購入費に係る経費の一部を補助します。

- ◇対象者：対象区域内（8㉔）で新たに店舗やオフィスを開業し、まちなかの新たな魅力創出に寄与する意欲のある人
- ◇対象経費：対象店舗等で実施、使用する以下の経費
 - ・改修工事費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）
 - ・備品購入費（耐用年数1年以上で取得価格1品が10万円以上）※30
- ◇補助率：1/2以内
- ◇補助上限額：下表のとおり

区分	補助上限額	
	昼間主※31	夜間主※31
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円
指定通り以外の1階・指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円
指定通りの1階	100万円	50万円
指定通りの1階かつ店舗面積が100㎡以上	120万円	60万円

- ◇条件：指定通り（8㉔）に面する1階の店舗等で事業を実施する場合は、以下の条件に該当するものを対象とします。
 - ・中小企業診断士の診断を受け、補助対象事業として承認を受けること。
 - ・一般社団法人前橋デザインコミッションによる前橋市アーバンデザイン適合審査を受け、適合と判断されること。

3 まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金※32 **事前申請**

まちなかの空きスペースや空き時間、公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する人を対象に、その出店に係る経費の一部を補助します。

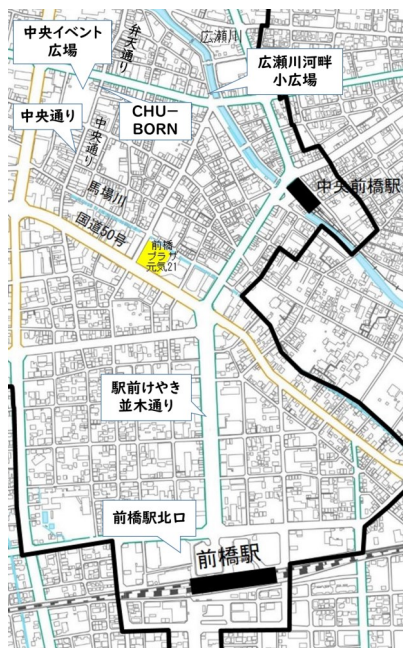
- ◇対象者：対象区域内（8㉔）でスモールビジネスとしてチャレンジ出店する人
- ◇対象経費：出店料、広告宣伝費、レンタル・リース料、その他出店に係る費用
- ◇補助率：2/3以内
- ◇補助上限額：5万円

【まちなかでチャレンジできる場所のご紹介】

中央イベント広場や前橋駅前など、まちなかでチャレンジ出店できる場所があります。出店可能なスケジュールや出店料、出店に係る条件等、詳しくは、市ホームページをご確認ください。※33

◇主な出店場所

- ・前橋中央イベント広場
- ・CHU-BORN（旧まちなか工房）
- ・前橋中央通り
- ・広瀬川河畔小広場
- ・前橋駅北口ロータリー歩道上
- ・前橋駅北口駅前広場
- ・前橋駅北口けやき並木通り西側 …等



※29 対象区域内の移転は新規開店・開業とは見なしません。

ただし、前橋市創業センターからの移転は対象となります。

※30 対象店舗等で使用する事業用の備品に限ります。

※31 昼間主とは、8:00～15:00の間に正午（午前12時）を含む3時間以上営業する事業者。夜間主とは、上記昼間主以外の時間で営業をする事業者です。

※32 実店舗の開業に向けて市場性を検証することを目的に、空きスペース等を活用してチャレンジ出店すること。

※33 出店に係る詳細はこちら



6 まちなかの遊休不動産を活用する

にぎわい商業課 商業振興係（027-210-2188）
問 前橋プラザ元気21 1階

1 まちなか遊休不動産リビルド支援事業 **事前申請**

対象区域内（8㉔）の空き家や空き店舗等の遊休不動産をリノベーションした上で、店舗やオフィス等として利活用する際のリノベーションに係る費用の一部を支援します。

◇対象者：①遊休不動産の所有者

②「リノベパートナー」（下記参照）として本市に登録した事業者

◇対象経費：遊休不動産のリノベーションを行うに当たり、必要な経費※34

例：残置物撤去費用、解体費用

改修工事費（内外装工事、給排水工事、電気設備工事）

図面作成調査費、不動産の登記費用、不動産鑑定費用、測量費用

◇対象物件：対象区域内（8㉔）の遊休不動産

◇補助率：1/2以内

◇補助上限額：50万円（1事業者につき同一年度で3回まで）

※住宅等へ転用する際は、まちなか開発サポートガイドの「1.まちなか不動産の活用をお考えの方へ」を参照してください。

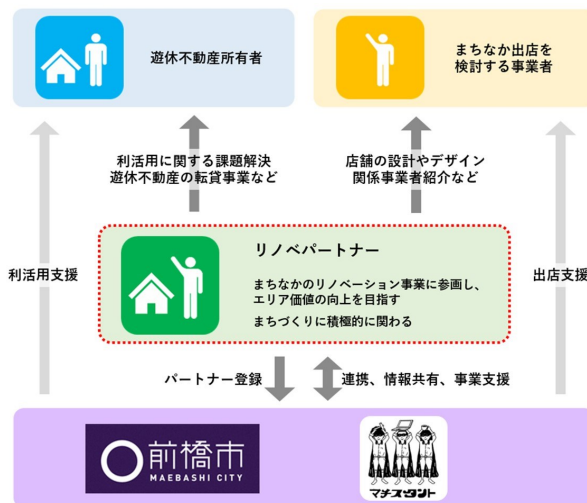
※34 住居として利活用する場合には、対象となりません。また、店舗併用住宅として利活用する場合には、店舗部分に限り対象とします。

【リノベパートナー】

まちなかを中心に活動し、本市が定めた登録要件を満たす事業者を「リノベパートナー」として登録し、市のホームページに公開します。マチスタントと連携し、遊休不動産所有者やリノベーションによる出店を検討する事業者に「リノベパートナー」を紹介することで、遊休不動産所有者の抱える課題の解決や、魅力的な店舗設計やデザイン業務等により、まちなかの遊休不動産利活用を促進していきます。

【マチスタント】

まちのアシスタントことマチスタントは、まちづくりの動きを紹介したり、「遊休不動産や既存資源」と「まちなかでチャレンジしたい人」を繋ぐといった取り組みを行っています。まちの繋がりを育みながら、多くの方が前橋のまちなかでチャレンジできるよう、サポートします。



【前橋まちなかまちづくりファンド】**問** しのめ信用金庫法人営業部（027-330-1177）

社会的な課題解決のため一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資によりファンドを設立。空き家、空き店舗のリノベーション等による活用及び低未利用地の活用により、商業施設、宿泊施設、交流施設、業務施設等を整備・運営することで地域の課題解決に資する事業を投資対象としています。詳しくは、しのめ信用金庫法人営業部へお問い合わせください。

7 勤労者のための支援

 産業政策課 雇用促進係（027-898-6985）
前橋市役所本庁舎6階

1 障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業に奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内で事業を営む中小企業等で、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定通知^{※35}を受け、かつ、市税の滞納がない人
- ◇対象労働者：市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者及びひとり親家庭の父母
- ◇交付金額：①短時間労働者以外…対象労働者1人につき10万円
②短時間労働者^{※36}…対象労働者1人につき5万円

※35 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合、第2期支給決定通知を受けた人

※36 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の人。

2 仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業に奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内で事業を営む中小企業等で、国の出生時両立支援コース助成金（第1種）及び育児休業等支援コース助成金（業務代替支援）の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない人
- ◇対象労働者：市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者
- ◇交付金額：支給対象労働者1人につき5万円

3 移住支援金

移住に係る一時的な経済負担の軽減と、東京圏からの移住促進を図るとともに、地域活性化に資する人材確保を目的に、東京圏から市内への移住者に支援金を交付します。

- ◇交付対象者：①②のすべてに該当する人
 - ①次のすべてに該当
 - ・住民票を移す直前の10年のうち、通算5年以上、東京23区に在住していた人、又は東京圏（条件不利地域を除く）^{※37}に在住し東京23区に通勤^{※37}していた人
 - ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していた人又は東京圏（条件不利地域を除く）^{※37}に在住し東京23区に通勤^{※38}していた人^{※39}
 - ②次のいずれかに該当
 - ・群馬県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人
 - ・群馬県が実施する起業支援金の交付決定を受けた人
 - ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就職した人
 - ・所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思により移住し移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行う人
 - ・関係人口（以下ア～エのいずれか）に該当する人
 - ア 本市に居住歴がある人
 - イ 本市に親族が居住している人
 - ウ 本市に本店又は支店が存する企業等に勤務している人
 - エ 本市に通勤歴・通学歴がある人
- ◇交付金額：(1)2人以上の世帯の場合…100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の方1人当たり100万円追加加算
(2)単身の場合…60万円

※37 東京圏とは、東京都の他、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部です。条件不利地域についてはホームページをご覧ください。



※38 雇用者としての通勤にあたっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※39 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができま

4 中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約による新規加入時の月額掛金のうち、被共済者に係る共済契約締結日の属する月から起算して12カ月以内のものに補助金を交付します。

対象事業所には、申請書を送付します。

◇交付対象者：以下の退職金共済契約を締結した中小企業

- ①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの
- ②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの

◇交付金額：掛金の20%

5 ジョブセンターまえばし(総合的な就職支援施設)

若者や子育て中の女性をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設しています。

また、令和4年10月からは、就職氷河期世代を対象に、集中的な支援を実施しています。

◇主な就職支援メニュー

- ・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成
- ・就職活動に役立つ各種セミナー
- ・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会
- ・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援

◇その他

- ・施設の各部屋の貸し出し

◇開館時間：午前9時～午後9時

- ・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時～午後5時

◇休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

◇所在地：前橋市大渡町二丁目3-15

- ・総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634
- ・講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500
- ・ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321



8 制度融資のご案内

問 産業政策課 産業政策・経済対策係（027-898-6983）
前橋市役所本庁舎6階

1 制度融資一覧

名称	対象者	資金使途	詳細
小口資金	中小企業者	運転・設備	15 ^④
特別小口資金	中小企業者	運転・設備	15 ^④
経営振興資金	中小企業者	運転・設備	15 ^④
経営力強化支援資金	中小企業者	運転・設備	16 ^④
中心市街地にぎわい資金	中小企業者	設備	16 ^④
季節資金 ^{※40}	中小企業者・大企業者	運転	16 ^④
短期サポート資金	中小企業者	運転	16 ^④
企業設備資金	中小企業者・大企業者	設備	17 ^④
中小企業研究開発資金	中小企業者	運転・設備	17 ^④
企業誘致促進資金	指定事業者・大企業者	土地取得資金等	17 ^④
起業家独立開業支援資金	新規開業者等	運転・設備	17 ^④

※40 季節資金のうち、事業所税納付資金は課税対象者が対象

2 融資を受けられる方の要件

(1) 融資を受ける要件

原則として、次のア～オをすべて満たしている中小企業者及び中小企業団体です。

ア) 原則として、前橋市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者^{※41}

イ) 原則市税を完納している者

ウ) 許認可等が必要な業種の事業を営む方は、該当の許認可等を取得していること

エ) 群馬県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること（※一部対象外あり）

オ) 群馬県信用保証協会の信用保証が受けられること^{※42}

※41 次の資金を除く。
中心市街地にぎわい資金
季節資金（事業所税納付資金）
企業設備資金
企業誘致促進資金
起業家独立開業支援資金

許認可(写)の確認が必要な業種一覧

食料品製造業	医薬品・医薬部外品・化粧品製造業	特別管理産業廃棄物処理業	興行場(映画館・劇場)
食料品販売業	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	有料職業紹介事業	浴場業
飲食店・喫茶店	医療機器・体外診断用医薬品製造業	病院・診療所・助産所	測量業
建設業	再生医療等製品製造販売業	宅地建物取引業	砂利採取業
一般旅客自動車運送事業	再生医療等製品製造業	酒類製造業	採石業
特定旅客自動車運送事業	再生医療等製品販売業	酒母・もろみ製造業	建築士事務所
一般貨物自動車運送事業	医薬品販売業	酒類販売業	電気工事業
特定貨物自動車運送事業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	第1種高圧ガス製造業	自動車分解整備事業
旅館業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	液化石油ガス販売業	揮発油販売業
古物営業	医療機器修理業	労働者派遣事業	揮発油特定加工業
薬局	一般廃棄物処理業	家畜商	軽油特定加工業
医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売業	産業廃棄物処理業	浄化槽清掃業	自家用有償旅客運送

※42 小口資金、特別小口資金、経営振興資金、経営安定資金、経営力強化支援資金の場合は、協会の信用保証が必須となります。

(2)中小企業者の範囲

中小企業者とは、次に該当する方です。

業種分類	資本金・従業員数		
製造業等	資本金 3億円以下	または	従業員数 300人以下
卸売業	資本金 1億円以下	または	従業員数 100人以下
小売業	資本金 5千万円以下	または	従業員数 50人以下
サービス業	資本金 5千万円以下	または	従業員数 100人以下

(3)融資の対象となる営業所在地と営業実績

ア) 個人事業者・法人

前橋市内に事業所があり、1年以上継続して事業を営んでいる者

イ) 中小企業団体

前橋市内に登記簿上の所在地があり、前橋市内で1年以上継続して事業を営んでいる団体

※中心市街地にぎわい資金と企業設備資金は、市外で1年以上継続して事業を営んでいる者も対象となります。

※季節資金のうち事業所税納付資金は、事業所税課税対象者が対象となります。

※企業誘致促進資金は、前橋市企業立地促進条例の指定事業者が対象となります。

※起業家独立開業支援資金（Aタイプ）は、創業後3年未満まで対象となります。

3 主な提出書類

- ・各種申請書
- ・決算関係書類
- ・定款及び履歴事項全部証明書等
- ・建築確認書の写し
- ・事業計画書
- ・法令等に基づく資格の確認書類（13号）
- ・見積書または契約書の写し
- ・納税証明書（下記参照）
- ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書

＜必要となる納税証明書の種類について＞

ア) 制度融資の申込みには、原則として『市税の完納証明』が必要となります。

税の滞納のある方は原則として利用できませんが、納税の状況によっては利用できる場合もありますのでご相談ください。

イ) 小口資金及び特別小口資金は、県との協調融資であることから、『県税の完納証明（滞納が無いことの証明）』も必要となります。

ウ) 中心市街地にぎわい資金及び企業設備資金は、『申請者が営業する所在地における市町村税の納税証明（滞納が無いことの証明）』も必要となります。

4 注意事項

○資金使途が設備の場合

- ・事前着工（市の承認前の発注・融資実行等）は認められません。
- ・前橋市内に設備するものに限ります。

○小口資金及び特別小口資金、経営振興資金は、本年度に限り次のいずれかの要件に該当する場合のみ肩代わり（借り換え）融資の対象です。

- ①最近6ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ③最近6ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ④最近3ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ⑤セーフティネット5号又は6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

○この融資案内による各資金の融資条件は、令和5年4月1日現在のもので、経済・金融状況の変化により変更することがあります。

8 制度融資のご案内（詳細一覧）

1 小口資金※43※44

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている 市内中小企業者等	運転・設備 1,250万円以内	年1.8%以内	運転 6年以内 設備 8年以内 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

※43 小口資金・特別小口資金については、**令和6年3月末までの借入に限り、県と市で信用保証料を全額負担します。**

※44 要件に該当する場合のみ、肩代わり（借り換え）融資の対象です。

2 特別小口資金※43※44※45

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●上記業者で製造業は従業員20人以下、商業、サービス業は5人以下(会社、組合も含む) ●開業後1年以上で過去1年間税金を完納していること (市県民税は所得割以上または法人税割以上が必要)	運転・設備 1,250万円以内	年1.8%以内	運転 6年以内 設備 8年以内 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

※45 現在、保証協会を利用している人（特別小口資金の保証を除く）は利用できません。又この資金を利用中は保証協会を利用した融資は受けられません。

3 経営振興資金※46※47

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている 市内中小企業者等	運転・設備 1,500万円以内	年2.3%以内 (2年以内分割償還の場合、年2.0%以内)	運転 7年以内 設備 9年以内 借換 6年以内※44 (内6ヵ月以内の据置可)
特別融資 経営安定資金※48	運転 3,000万円以内	年1.5%以内	運転 7年以内 (内1年以内の据置可) 借換 6年以内※44 (内6ヵ月以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

※46 利用の際は、市が信用保証料の一部を負担します。

※47 原則として、小口資金を利用してなお資金が不足する場合に利用します。

※48 関連倒産防止、受注・売上減少、セーフティネット保証関連、リ災証明関連

4 経営力強化支援資金

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等で、計画を作成し、支援機関等の指導を受けながら経営の改善しようとする中小企業者等※49	運転・設備 5,000万円以内	年2.5%以内	運転 5年以内 設備 7年以内 借換 10年以内 (内1年以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）、
前橋商工会議所(027-234-5111)

※49 経営改善計画書を作成し、信用保証協会の審査を受ける必要があります。

5 中心市街地にぎわい資金

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている者 ●前橋市アーバンデザイン策定区域内(8㉔)に設備投資するもの	設備 1億円以内	年1.0%以内 (保証協会付きの場合 年0.8%以内)	10年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

6 季節資金※50

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
●夏季資金・年末資金	運転 2,000万円以内	年1.5%以内 (保証協会付きの場合、年 1.3%以内)	6カ月以内
●事業所税納付資金	事業所税 納付相当額以内 (2,000万円以内)	年0.5%以内	11カ月以内

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

※50 一括返済または元金均等返済とします。元金均等返済の場合、据え置きでのご利用はできません。

7 短期サポート資金※50

対象者	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等	運転5,000万円以内(ただし、保証協会付きの残高は3,000万円以内)	年1.7%以内 (保証協会付きの場合、年 1.5%以内)	1年以内

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

8 企業設備資金※51

融資対象		融資金額	融資利率	融資期間
1年以上継続して事業を営んでいる者(ただし、一部対象外業種あり)	・建設業 ・製造業 ・運輸業	①機械器具装置等 3億円以内 ②建築物及び付随する土地 5億円以内	年1.7%以内 (保証協会付きの場合年1.4%以内)	設備10年以内 (内2年以内の据置可)
	上記以外の業種	1億円以内		

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

9 中小企業研究開発資金

融資対象	融資金額	融資利率	融資期間
中小企業信用保険法に定める特定事業を行っている市内中小企業者等 ※52	運転・設備 2億円以内	年1.0%以内	10年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】前橋市役所産業政策課

【お問い合わせ】前橋市産業政策課（027-898-6983）

10 企業誘致促進資金

融資対象	融資金額	融資利率	融資期間
前橋市企業立地促進条例の指定事業者等	事業所新設・取得 土地取得 設備資金 6億円以内	年1.5%以内 (保証協会付きの場合、年1.1%以内)	12年以内 (内2年以内の据置可)

【申込先】前橋市役所産業政策課

【お問い合わせ】前橋市産業政策課（027-898-6983）

11 起業家独立開業支援資金※53

融資対象	融資金額	融資利率	融資期間
●Aタイプ (以下に全て該当する人) ・市内で新規(事業開始後3年未満を含む)に事業活動を始める者、中小企業者及び中小企業団体 ・中小企業信用保険法に定める特定事業を行う者(市内に事業所を設置する者であること) ・原則として給与所得を得ていた者	運転・設備 5,000万円以内	年1.0%以内	10年以内 (内1年以内の据置可)
●Bタイプ (分社化対応) 会社が新たに市内に設立(分社)した中小企業者である会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者	運転・設備 1,500万円以内		

【申込先】市内取扱金融機関 本支店

【お問い合わせ】市内取扱金融機関、前橋市産業政策課（027-898-6983）

※51 業種ごとの融資限度額及び土地利用の制限等については、事前にお問い合わせください。

※52 次のいずれかに該当する事業を行う者に限ります。

- ①新たな分野への進出に関する事業
- ②新製品・新技術開発に関する事業
- ③国際認証取得に関する事業
- ④新製品・新技術開発のための産学官連携等による共同開発、共同研究事業

※53 創業サポート総合制度(7割)の認定を受けた者は、利子・保証料の一部が最長3年間補助されるほか、中小企業診断士による無料コンサルティングが受けられます。別途申請が必要です。

前橋市金融機関一覧表

金融機関名・支店名	所在地	電話番号
みずほ銀行		
前橋支店	本町二丁目1-14	027-231-4481
三井住友銀行		
北関東法人営業部	本町二丁目1-16	027-237-1153
りそな銀行		
前橋支店	本町一丁目2-16	027-231-6241
群馬銀行		
本店営業部・総社支店	元総社町194	027-252-1111
堅町支店	千代田町三丁目1-13	027-231-0160
県庁支店	大手町一丁目1-1	027-221-9296
前橋東支店	朝日町二丁目13-14	027-224-4418
大胡支店	大胡町382-3	027-283-2611
駒形支店	駒形町39-1	027-266-1155
前橋支店	本町二丁目2-11	027-231-4221
前橋北支店	青柳町600	027-233-3121
広瀬支店	広瀬町二丁目26-1	027-261-7030
光が丘支店	小相木町583-1	027-253-1155
前橋駅南支店	南町三丁目66-4	027-224-8321
片貝支店	西片貝町一丁目261-4	027-232-1151
富士見支店	富士見町田島250-3	027-288-6003
足利銀行		
前橋支店	千代田町三丁目4-12	027-231-1500
第四北越銀行		
前橋東支店	朝日町四丁目24-18	027-224-1641
東和銀行		
本店営業部	本町二丁目12-6	027-234-1000
前橋北支店	国領町一丁目5-2	027-231-6789
前橋西支店	大渡町二丁目3-39	027-253-5811
前橋東支店・大胡支店	三俣町一丁目29-10	027-233-6431
前橋南支店	六供町464-2	027-224-3122
新前橋支店	箱田町361-8	027-255-1234
栃木銀行		
前橋支店	本町二丁目15-10 7階	027-289-5121
大光銀行		
前橋支店	石倉町二丁目5-3	027-251-6611
高崎信用金庫		
前橋支店	城東町一丁目4-1	027-233-3511
前橋南支店	南町四丁目6-1	027-223-1230
新前橋支店	古市町一丁目46-5	027-253-1217

金融機関名・支店名	所在地	電話番号
桐生信用金庫		
前橋支店	南町三丁目71-3	027-223-6321
前橋東支店	天川大島町1465	027-287-1180
アイオー信用金庫		
前橋支店	文京町一丁目41-14	027-221-3838
利根郡信用金庫		
前橋支店	下小出町二丁目33-8	027-232-3311
前橋西支店	総社町植野736-2	027-255-5111
北群馬信用金庫		
前橋支店	国領町一丁目1-11	027-234-3434
しのめ信用金庫		
前橋営業部	千代田町二丁目3-12	027-230-9100
岩神町支店	岩神町三丁目14-3	027-231-2694
石倉支店	石倉町二丁目4-9	027-251-2111
天大支店	文京町四丁目20-20	027-243-4111
芳賀支店	高花台一丁目9-5	027-269-6821
前橋南支店	南町四丁目32-18	027-224-1085
片貝支店	西片貝町五丁目18-35	027-243-3971
新前橋支店	古市町228-2	027-253-2411
駒形支店・山王支店	駒形町1051-1	027-266-2811
大胡営業部・宮城支店	大胡町34	027-283-3111
若宮支店	若宮町四丁目18-13	027-231-1581
城南支店	二之宮町1250-3	027-268-2121
小出支店	上小出町三丁目18-13	027-232-1321
亀泉支店	亀泉町271-5	027-269-8686
富士見支店	富士見町小暮1606-7	027-288-8000
前橋西支店	元総社町2474-1	027-253-4141
あかぎ信用組合		
本店	六供町856-1	027-223-9700
北代田支店	北代田町680-1	027-231-9863
片貝支店	西片貝町一丁目322-7	027-231-6592
大利根支店	下新田町460-155	027-253-0088
ぐんまみらい信用組合		
前橋支店	文京町一丁目31-16	027-223-3232
前橋北支店	荒牧町一丁目45-3	027-233-3222
総社支店	総社町総社1127-1	027-251-7526
横浜幸銀信用組合		
前橋支店	古市町一丁目5-4	027-252-2301
商工組合中央金庫		
前橋支店	本町一丁目1-11	027-224-8151

公的融資は前橋市のほか、群馬県、日本政策金融公庫でも取り扱っております。詳しくは下記へお問い合わせください。

【群馬県の制度融資】群馬県 地域企業支援課 027-226-3332

【国の制度融資等】日本政策金融公庫 前橋支店 国民生活事業 027-223-7311
中小企業事業 027-235-8686



前橋市の産業施策に関する情報や申請書のダウンロード、
まちなかの情報等、詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。

産業政策課関連ページ情報



◇前橋市の補助金情報などが
掲載されているページはこちらから
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>
産業>商工業>補助金をご希望の方へ
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/7/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/7/index.html)



◇融資の情報などが掲載されている
ページはこちらから
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>産業>
商工業>融資をご希望の方へ
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/8/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/8/index.html)



◇創業・起業の情報などが
掲載されているページはこちらから
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>
産業>商工業>創業・起業したい方へ
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/5/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/5/index.html)



◇工業団地のページはこちらから
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>産業>
商工業>工業団地
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/3/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/3/index.html)



◇労働施策のページはこちらから
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>
産業>商工業>働き方・制度>
雇用・労働(事業者向け)
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/6/4/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/6/4/index.html)



◇産学官連携に関するページはこちら
掲載場所: ホーム>産業・ビジネス>産業>
商工業>製品開発を考えている方へ
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
sangyo_business/4/3/4/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/4/3/4/index.html)

にぎわい商業課関連ページ情報



◇補助金情報などが掲載されている
ページはこちらから
掲載場所: ホーム>
申請書ダウンロード>
産業経済部>にぎわい商業課
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
shinseisho/7/2/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/7/2/index.html)



◇前橋プラザ元気21、にぎわいホールの
情報などが掲載されているページはこちらから
掲載場所: ホーム>前橋市のおもな施設
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/
soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/
shisetsu/1/2213.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/nigiwaishogyo/shisetsu/1/2213.html)



◇まちなか、広場の情報などが
掲載されているページはこちらから
掲載場所: まちづくり公社まちなか推進課
<https://www.maebashi-cc.or.jp/suishinka/>



◇イベント情報などが掲載されている
ページはこちらから
掲載場所: イベントまえばし i g o o
(イグー)
<https://www.igoo.info>



前橋市